（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第二号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する当年度純利益又は親会社株主に帰属する当年度純損失

別紙様式第二号の表記載上の注意7⑹中「並びに合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意7に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当該事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第二号の表記載上の注意11中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第二号の表記載上の注意14中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」に、「を行った場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第八号第一の9及び別紙様式第九号第一の9を次のように改める。

9　貸倒引当金の状況　（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当年度末残高	摘要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
合　　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄は、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

「個別貸倒引当金」の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第十号第一の3の表中「少数株主持分」及び「少数持主持分」を「非支配株主持分」に改め、同表記載上の注意6中「(昭和51年大蔵省令第28号)」を削る。

別紙様式第十号第二の2の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同表記載上の注意8⑹中「並びに合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当該事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十号第二の3⑴の表中「少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）　少数株主利益（又は少数株主損失）　当年度純利益（又は当年度純損失）」を「当年度純利益（又は当年度純損失）　非支配株主に帰属する当年度純利益（又は非支配株主に帰属する当年度純損失）　親会社株主に帰属する当年度純利益（又は親会社株主に帰属する当年度純損失）」に改め、同表記載上の注意1中「当年度純利益金額又は当年度純損失金額」を「親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額」に改め、同記載上の注意6中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十号第二の3⑵の表中「少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）」を「当年度純利益（又は当年度純損失）」に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改め、同表記載上の注意5中「当年度純利益金額又は当年度純損失金額」を「親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額」に改める。

別紙様式第十号第二の3⑶の表中「少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）　少数株主利益（又は少数株主損失）　当年度純利益（又は当年度純損失）　少数株主利益（又は少数株主損失）　少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）」を「当年度純利益（又は当年度純損失）　親会社株主に帰属する当年度純利益（又は親会社株主に帰属する当年度純損失）　非支配株主に帰属する当年度純利益（又は非支配株主に帰属する当年度純損失）」に改める。